

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R6. 3. 27	R6. 4. 10	(1) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業担当者から東京都のウェブサイト管理者宛に届いた許諾依頼 (2) 上記(1)に対する回答書 (3) 上記(2)に当たり検討した内容がわかるもの				1											当該公文書は保存期間が1年の公文書であることから、廃棄済みであり、現在は存在しないため。	戦略広報部戦略広報課
2	R6. 4. 1	R6. 4. 15	政策企画局が、開示請求者に対し発出した文書に日付が明記ない理由について例規にのっとり、条項がわかる文書				1											請求に係る文書を取得または作成しておらず、存在しないため。	総務部総務課
3	R6. 4. 8	R6. 4. 19	東京都政策企画局が地方自治法138条二に基づき対応した下記の文書 (1) HPの他各局掲載表示方法を変更した理由が分かる文書 (2) 開示請求決定通知書が請求者に届いた後に書類の準備が整っていないため閲覧ができないことについて政策企画局における開示決定後の定め				1											請求に係る文書を取得または作成しておらず、存在しないため。	総務部総務課